

特定処遇改善加算の支給対象者と支給額

管理職を除く、生活支援員、職業指導員。

グループ①【経験・技能のある障害福祉人材】

- ・資格要件 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、サービス管理責任者（配置）
（技能）
- ・年数要件 勤続及び福祉経験年数が10年以上。
（経験） （福祉経験年数～当法人採用時の前歴換算の換算率が1の年数）

・支給額 定額支給30,000円/月+差額調整支給

グループ②A【その他の障害福祉人材】

- ・資格要件 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、サービス管理責任者（配置）、食品衛生管理者（配置）
（技能）
- ・年数要件 勤続及び福祉経験年数が10年以下。
（経験） （福祉経験年数～当法人採用時の前歴換算の換算率が1の年数）

・支給額 定額支給15,000円/月+差額調整支給